

【会員の権利・義務に関する規則】

特定非営利活動法人C.P.I.教育文化交流推進委員会（以下本会とする）定款第10条に基づきこの規則を定める。

第1章 会員の権利または行なえること

（会務執行への参画）

第1条 正会員は総会の選任により本会の理事又は監事として会務執行に参画できる。

2. 正会員は、地域会の選任により本会の評議員として運営に参画できる。

3. 会員は、会長の委嘱により本会の委員会の委員として運営に参画できる。

4. 会員は、理事会に対して意見または提案を行い、会務執行に反映させることができる

（事務所の使用）

第2条 会員は、本会所定の事務所および海外の連絡事務所を会の活動のために使うことができる。

（運営報告の受領）

第3条 会員は、定期的な運営報告および現地状況報告を受けることができる。

（現地での視察）

第4条 会員は、現地での運営視察のための現地訪問を本会理事会に依頼することができる。

2. 前項において事前に必要な場合には、所定の手続きをもって〔詳細な報告・調査〕を本会理事会に依頼することができる。

（教育里子との特定関係）

第5条 正会員は、特定の教育里子を受け持ち教育里親として交流できる。但し、この規則で守るべき規範の制約の範囲を超えられない。

（教育里子の状況調査報告の受取）

第6条 正会員は、定期的な教育里子の状況調査報告を受け、さらに希望すれば所定の手続きにより詳細な調査を求めることができる。

（教育里子との文通）

第7条 正会員は、教育里子または教育支援を終了した者との文通ができる。

2. 前項における教育支援を終了した者とは、海外協力団体の卒業里子会に登録されている者とする。

（教育里子との文通に於ける翻訳）

第8条 前条の文通で翻訳を要する場合は、本会の事務管理部または地域会の翻訳会に所定の手続きをもって翻訳を依頼することができる。

第2章 会員の義務

(本会規程の遵守)

第9条 会員は、定款・規則・細則・総会決定を遵守しなければならない。

(寛容の精神)

第10条 会員は、第4条・第6条・第7条および第8条で希望した権利行使を行なうときは、常に依頼相手の実情に配慮し寛容の精神を持って行動しなければならない。

(年間の納入義務)

第11条 正会員・賛助会員は、登録期間内における会費・教育支援金または賛助会費の納入については、手続きを守りかつ完納する義務がある。但しやむを得ない事情ある場合には、会長と協議の上、延納を認められる。

2. 本会定款の第13条に基づく退会を申請する時期は、登録年の終了する3月31日までに行われなければならない。その日を越えた場合は、会員の意思により次の登録年に入ることを認めたものと看做される。

3. 定款第12条第1項第2号および第3号の理由による会員資格の喪失の場合は、別途協議の対象とする。

(現地への独自訪問等)

第12条 会員が第4条および第5条に基づいて教育里子を訪問するときは、必ず2カ月以上前に会長に文書で申し出を行ない理事会からの承認を受けなければならない。

2. 前項において、会員が理事会により否認された行為を行なった場合、その会員は行為に起因する件に対する全責任を負わなければならない。

(第5条に関わる制約)

第13条 会員は、教育支援期間中およびその期間後の教育里子との行動は、本会理事会を通して海外協力団体との了承が成立している範囲に止めなければならない。

2. 前項においてとくに教育支援期間中の特定の教育里子に対する個人的な金銭またはそれに類似する援助については、一切これを禁じる。